

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について

【改正理由】

令和6年能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律が令和6年2月21日に公布され、同日から施行されたため。

【改正項目】

令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例

1 改正内容（新規：附則第2条の4）

令和6年能登半島地震災害により資産に損失が生じた場合において、納税義務者の選択により、当該損失の金額を令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度の市民税における雑損控除の適用の対象とすることが可能とする特例措置を講ずるもの。

〔通常は、令和6年中に災害等により生じた損失の金額については、令和7年度の市民税における雑損控除の適用の対象なる。〕

なお、本特例措置は適用を受けようとする旨を記載した市民税・府民税申告書又は確定申告書が提出された場合に限り、適用する。

2 施行期日：公布の日

【参考】

「雑損控除」

地震や火事などの災害、盗難、横領などによって、資産に損害を受けた場合に適用が可能な所得控除であり、例えば、被災した住宅家財等の除去や原状回復のための支出等が該当する。